

韓国不正競争防止法の最新動向

2017年 8月 19日

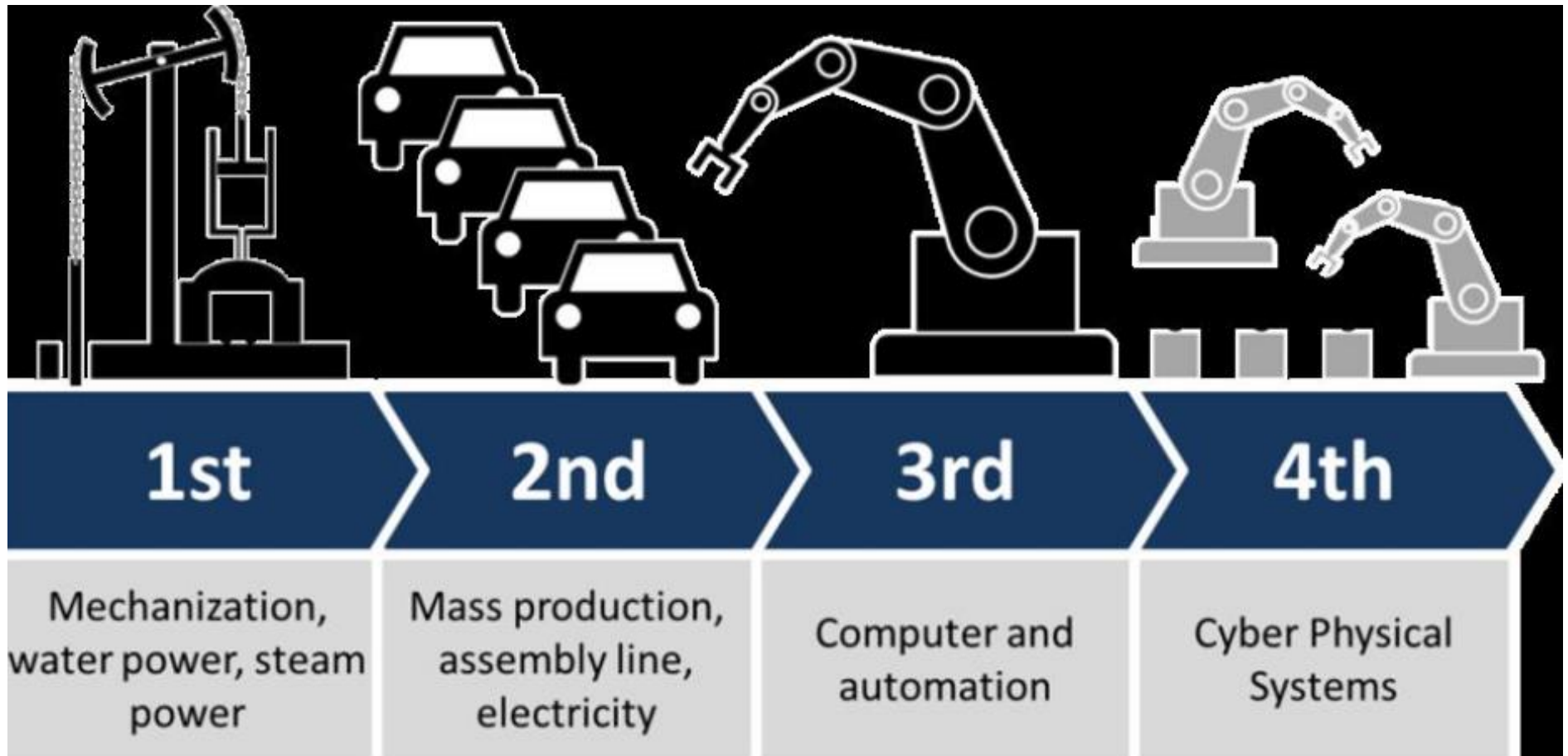
金・張法律事務所 弁護士 韓相郁

目次

- I. 第4次産業革命と裁判所の新しい役割:Robust and Flexible
- II. 韓国の不正競争防止法の動向
- III. 不正競争防止法(コ)
- IV. 営業秘密の保護

1. 第4次産業革命と裁判所の新しい役割 :Robust and Flexible

The 4th Industrial Revolution



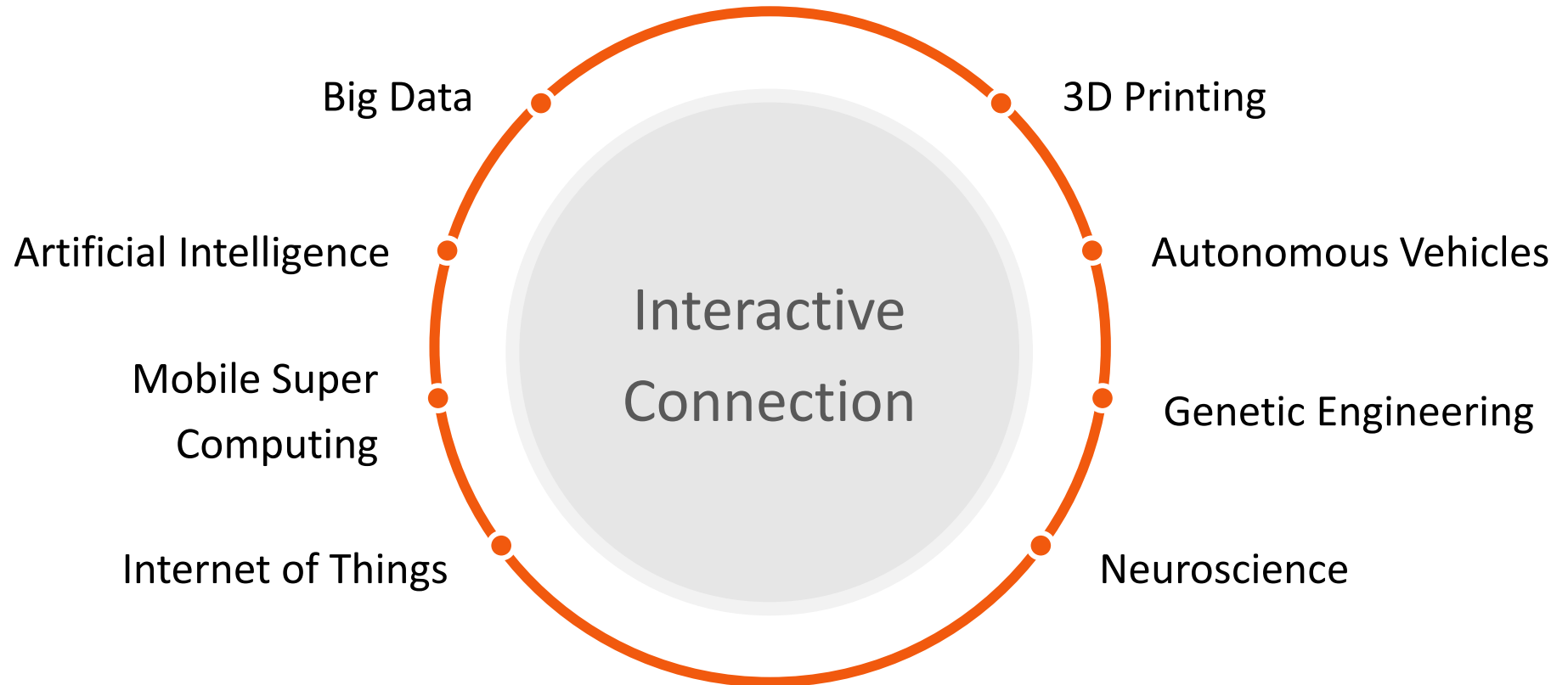
<https://www.forbes.com/sites/bernardmarr/2016/04/05/why-everyone-must-get-ready-for-4th-industrial-revolution/#3f90b78a3f90>

The 4th Industrial Revolution

Help humans do their jobs better

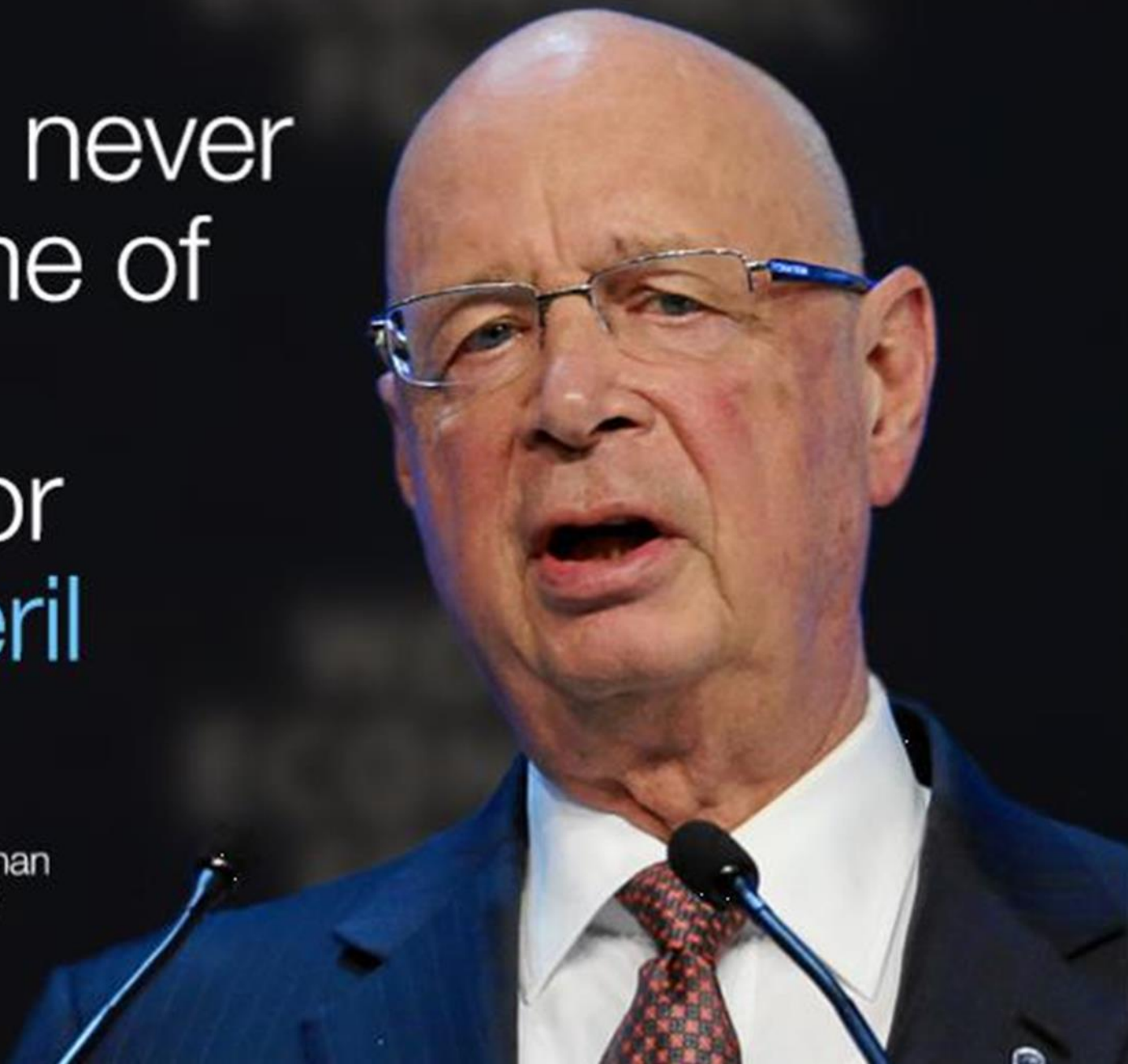


Explosive innovations for human life, relationship, and way of thinking



There has never
been a time of
greater
promise, or
greater peril

Professor Klaus Schwab
Founder and Executive Chairman
of the World Economic Forum



IoT - ハイパーコネクテッド社会の登場



The 4th Industrial Revolution

第4次産業革命時代の中核要素である**強く柔軟な知的財産制度**構築の必要性が台頭



不法行為論及び差止請求権の認定可否について裁判所が主導的な役割をしなければならない

2. 韓国の不正競争防止法の動向

韓国の不正競争防止法の動向

不正競争行為の防止

- 混同招来行為、誤認誘発行為、著名商標希釈行為、商品形態模倣行為等を禁止
- 最近、不正競争防止法第2条第1号(コ)の導入により、定形化されていない不正競争行為に対しても規律領域を拡大させている。

営業秘密の保護

- 不正取得行為、不正公開行為、不正取得者又は不正公開者からの悪意の取得行為等を禁止
- 2015年の不正競争防止法改正により秘密管理性の要件が「合理的努力」に緩和された。
- 2017年1月に国会に提出された不正競争防止法一部改正案では「合理的努力」も要さないとすることが提案されている。

韓国の不正競争防止法の動向

韓国特許庁でも知的財産の創出/保護/活用体系先進化のために推進戦略及び重点推進課題を発表

- 知的財産関連の審査、審判サービスの質の向上を追求
- 知的財産で新しい市場及び雇用を創出(基幹/標準特許の創出支援、知的財産金融の活性化及び技術移転の促進等)
- 知的財産の保護強化による企業革新支援(中小/ベンチャー企業のアイデア/技術の保護強化、海外知的財産権紛争対応支援等)
- 知的財産生態環境の造成(知的財産教育体系の構築、グローバルな知的財産協力の拡大等)

→ 今後、不正競争防止法の改正、適用及び運用においても立法/司法/行政機関がより積極的に動くものと期待される。

3. 不正競争防止法(コ)

(コ)導入以前の議論及び事例

不正競争防止法(コ)導入以前の議論及び事例

不正競争防止法(コ)が導入される以前にも、**他人の成果物を無断で利用して不当に利益を得、競争者の法律上保護する価値のある利益を侵害する行為**に対して民法上の不法行為を認めた事例が登場

不法行為に対しては原則として損害賠償請求のみ可能で、差止請求までは認められないというのが実務と学界の一般的な認識であったが、営業利益侵害行為に対して差止請求を認めた事例が登場

不正競争防止法(コ)導入以前の議論

キャラクター商品関連事例(大法院2012年3月29日言渡2010ダ20044判決)

- キャラクターに対する権利者である日本の会社から韓国内において商品化できる権限を与えられた会社が「冬のソナタ」、「ファン・ジニ」、「大長今」、「朱蒙」等の名のもと、上記のドラマが連想される衣装、小物、姿、背景等で装飾したキャラクター商品を製造・販売
- ホームページに「韓流ブームの主演である冬のソナタ、大長今、朱蒙等の特別なキャラクターを商品化してイメージチェンジを図っています。このような素敵な商品を守るショップは免税店や観光特区地域にあります。南大門の直営店をはじめとし、明洞、仁寺洞、東大門でお買い求めいただけます。」と掲示して、被告製品が各ドラマを商品化したものであることを明確にした
- 需要者に各ドラマを思い出させるのに十分な衣装と小物、姿、背景等で装飾した被告製品を製造・販売

不正競争防止法(コ)導入以前の議論

キャラクター商品関連事例における裁判所の判断

(大法院2012年3月29日言渡2010ダ20044判決)

- 商品名の前に「大長今」、「チャン Gum」、「朱蒙」という標章を表示した行為：出処表示のためのものではないので商標権侵害×
- その他商品標識の誤認・混同の不正競争行為×
- 被告会社が韓国放送公社等から許諾を受けずに製品を製造・販売した行為は、韓国放送公社等の相当な努力と投資に便乗して、各ドラマの名声と顧客吸引力を自身の営業のために無断で利用する不正な競争行為であり、民法上の不法行為に該当する
- 韓国放送公社等の損害賠償請求を認容

不正競争防止法(コ)導入以前の議論

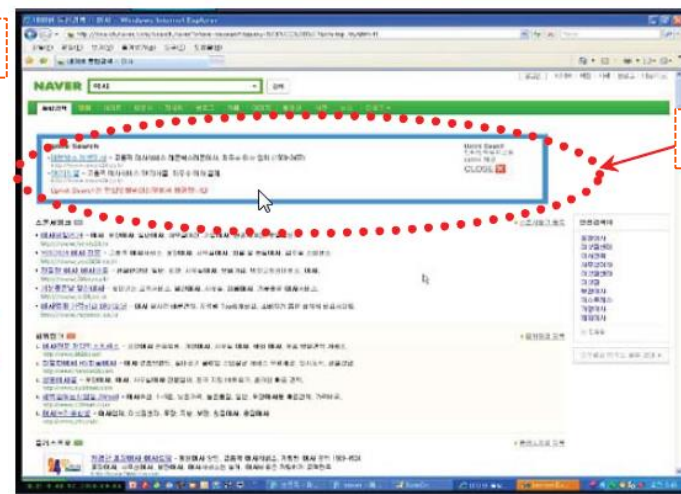
ポータルサイトのバナー広告の事例(大法院2010年8月25日付2008マ1541決定)

- 広告業者が、特定のプログラムをインストールしたインターネットユーザーがネイバーを訪問すると、その画面にネイバーの広告の代わりに同じ大きさのバナー広告が表示されるようにしたり、画面の余白にバナー広告が表示されるようにする等の方法により広告を代替あるいは挿入した事件



代替広告

余白広告



キーワード挿入広告

不正競争防止法(コ)導入以前の議論

ポータルサイトのバナー広告の事例(大法院2010年8月25日付2008マ1541決定)

- ネイバーは、長期にわたる相当な労力と投資によって韓国最大のインターネット・ポータルサイトを構築し、訪問者にバナー広告を露出させたり、優先順位検索結果導出サービスを提供する方法等により広告営業をしている。このような広告営業利益は法律上保護価値のある利益に該当する。
- しかし、被申請人(広告業者)の広告方式は、インターネットユーザーがネイバーが提供するサービスを利用するためにネイバーを訪問したときに現れるものである。これは、ネイバーが持つ信用と顧客吸引力を無断で利用する不正な競争行為であり、民法上の不法行為に該当する。



ネイバーは、上記広告業者に対し、上記プログラムを利用した**広告行為**の差止又は予防を請求できると判断

(コ)導入後の議論

(コ)の導入

2014年1月31日から施行

- 「その他に他人の相当な投資や労力により作られた成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用することによって他人の経済的利益を侵害する行為」


立法の趣旨

- 改正前の不競法(ア)ないし(ケ)は「限定列挙主義方式」を取っていたため、新しい、多様な類型の不正競争行為を規制できないという限界があった
- 大法院判例で民法上の不法行為に該当するとみた一般的な不正競争行為を不正競争行為の一類型として追加し、「法律上保護する価値のある利益」に対する保護の空白をなくすための目的で新設

(コ)の導入

不正競争防止法第2条第1号(コ)の不正競争行為の要件

- その他に他人の相当な投資や労力により作られた成果等を
- 公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用することによって
- 他人の経済的利益を侵害する行為

 「他人」は当該行為の差止、損害賠償、信用の回復等を請求することができる

(コ)の適用範囲拡大の可能性

- 民法上の不法行為に該当し得る場合には(コ)の適用が可能
- ブランド品、食品、フランチャイズ、ゲーム、インターネットサイト等、様々な分野において判例が蓄積されつつある
- 今後、金融、ゲーム、製薬、食品、製菓、化粧品等の分野を中心に適用範囲が拡大される可能性がある

(コ)の適用に関する事例

エルメス事件(1)

当事者

原告

HERMES INTERNATIONAL、
エルメスコリア

被告

株式会社ソウユナイテッド

事実関係

- 原告エルメスは、ハンドバッグ、衣類、靴、香水、時計、食器等を生産、販売
- 原告エルメスコリアは、原告エルメスの製品を国内独占販売
- 原告エルメスは、1984年頃にイギリスの女優ジェーン・バーキンのために製作したバーキンバッグと、1956年頃にモナコ王妃となった女優グレース・ケリーが妊娠した体を隠した写真が雑誌の表紙となったことで広く知られたケリーバッグを生産、販売
- 被告は、原告のバーキンバッグとケリーバッグの形状をそのまま撮影してこれをポリエステル素材の布にプリントしたハンドバッグ製品をデパート、免税店、インターネットショッピングモール等に販売

エルメス事件(1)

原告製品



被告製品



エルメス事件(1)



不正競争行為



- 侵害製品の製造、販売、譲渡、展示、輸出入の禁止
- 侵害製品の廃棄
- 1億5千万ウォンの損害賠償

エルメス事件(1)



不正競争行為の認定根拠

- 原告製品の商品形態は原告の相当な投資や労力により作られた成果物に該当
 - 全世界及び国内で数多くの直営店とその他販売網を通じて販売活動
 - 国内の様々なファッション雑誌を通じた広告活動
 - 本件商品形態が長期間継続的、独占的、排他的に使用され、持続的な宣伝広告活動等を通じてその差別的特徴が著しく個別化され、出処表示機能を持つ程度に至っている。
- 被告は原告製品又は原告エルメスの名声、イメージ等が持つ顧客吸引力等に便乗する意図で被告実施製品を生産、販売したとみるのが相当
 - 被告製品は原告製品をそのまま撮影してこれをプリントした製品 → 遠くから肉眼で見た場合、原告製品と容易に区分がつかない。
 - 被告製品が比較的高価で売れるのは、第三者に被告製品を原告製品と勘違いさせる要素が寄与したところが相当にある。被告もまた、このような点に着目して被告製品を製作したものとみられる。

エルメス事件(2) – バッグの形態

当事者

原告

HERMES INTERNATIONAL、
エルメスコリア

被告

金〇〇、才〇〇

事実関係

- 原告エルメスは、1984年頃にイギリスの女優ジェーン・バーキンのために製作したバーキンバッグと、1956年頃にモナコの王妃となった女優グレース・ケリーが妊娠した体を隠した写真が雑誌の表紙となったことで広く知られたケリーバッグを生産、販売
- 被告は、原告のバーキンバッグとケリーバッグの形状を借用して、ハンドバッグの素材に光沢のある安価な人工皮革と輝く素材のспанコールを使用し、その表面に大きな目をデザイン・印刷して販売

* ソウル高等法院2015ナ2012671判決

エルメス事件(2)－バッグの形態

原告製品

1)ケリーバッグ



2)バーキンバッグ



被告製品



エルメス事件(2)－バッグの形態



不正競争行為



- 原告製品が「相当な投資や労力」により作られた成果には該当する。
- しかし、被告製品は目玉の図案を製品前面の大部分に大きく貼り付けて創作的要素を加味しており、素材が全く異なるため全体的な審美感において原告製品と違いがあり、価格、販売場所・方法、主な顧客層が明確に異なるため原告製品との誤認・混同の可能性が認められない。

あんぱん事件

当事者

原告

スローフード코리아、
関〇〇

被告

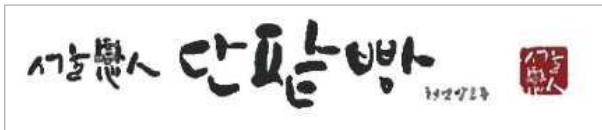
金〇〇、李〇〇

事実関係

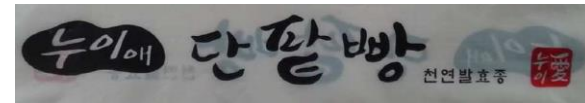
- 原告はソウル駅などで「ソウル恋人あんぱん」という商号であんぱん売場を運営
- 原告の売場はすべて共通したデザインの①標章、②看板、③売場の配置及びデザインを使用
- 原告会社に製パン技能士として入社した被告1は、退社後、被告2とともに地下鉄市庁駅構内で「ヌイ愛あんぱん」という商号であんぱん売場を運営
- 被告1は被告2との同業関係を清算し、「ヌイあんぱん」に商号を変更して営業

あんぱん事件

原告製品



被告製品



あんぱん事件



不正競争行為



個別の要素に対する
差止請求



- 1億ウォンの損害賠償
- 個別の売場構成要素に対する差止請求は棄却

あんぱん事件



不正競争行為の認定根拠

- 原告の売場は相当な投資や労力により作られた成果に該当
 - 商品企画のために何度も日本を訪問して調査
 - 製品開発のために技術習得
 - 複数のデザイン業者に売場の標章及びデザイン等の開発を依頼した点など
- 被告の行為は原告が成し遂げた成果を無断で使用する行為に該当
 - 被告の売場の標章等がその形状や配置形態等において原告の売場の標章、看板等と類似
 - 被告1が原告会社を退社後4ヶ月余り経過した時点で被告2と営業を開始
 - 全体的な売場のコンセプトが類似
 - 原告の売場と被告の売場を誤認する需要者もいる点など

フォレストゲーム事件

当事者

原告

King.com, Ltd.

被告

(株)アボカドエンターテインメント

事実関係

- 原告はマッチ3ゲーム「ファームヒーローズ・サガ」を発売
- 被告もマッチ3ゲーム「フォレストマニア」を発売
- 原告は、被告が原告ゲームの新しいルールと表現形式を模倣・ごく一部のみ変形し、ゲームのルールの組合せ及び具体化、ルールの選択と配列等がゲーム全般にわたって同一または実質的に類似していると主張し、著作権侵害差止、(コ)を根拠とした不正競争行為の差止及び損害賠償を請求

フォレストゲーム事件

1 ログ及び開始画面



フォレストゲーム事件

2 マップ画面



原告ゲーム



ノード



案内バー



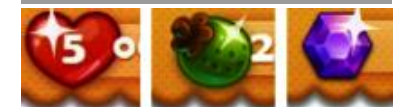
被告ゲーム



ノード



案内バー



フォレストゲーム事件

3 ボードの構成



原告ゲーム



被告ゲーム



フォレストゲーム事件 – 第一審裁判所の判断



著作権侵害



不正競争行為



- 被告ゲームのサービス差止
- 11億6千万ウォンの損害賠償(サービス開始日～2015年3月31日)
- サービス中断日まで毎月8,300万ウォンの支払
(2015年4月1日～サービス中断日)

第一審裁判所の判断



不正競争防止法第2条第1号(コ)の不正競争行為に該当

- Kingのゲームは「**相当な投資や労力により作られた成果**」に該当する。
- アボカドはこれを「自身の営業のために**無断で使用**することによりKingの経済的利益を侵害」した。
- Kingのゲームに**初めて導入されたルールが相当部分適用された点に重点**を置いて判断。



著作権の侵害ではない

- 両社のゲームに同一のルールは、著作権の保護対象である「表現」ではない。
- マップ画面、案内バー、ゲーム画面、特殊タイル、ゲームボードなどの**具体的表現は実質的に類似していない**。

フォレストゲーム事件 – 第二審裁判所の判断



著作権侵害



不正競争行為



- 原告の請求はすべて理由なし
- 第一審判決のうち被告敗訴部分を取消、その取消部分に該当する原告の請求を棄却
- 訴訟の総費用は原告が負担

第二審裁判所の判断



不正競争防止法第2条第1号(コ)の不正競争行為に該当しない

- (コ)は既存の知的財産権法の補充的地位にあるため、既存の知的財産権法で保護されない成果であれば、「特別な事情」がある場合にのみ保護される。
- 基本的なゲームのルールはすでに存在しており、被告は追加的な創作要素を多く加味してゲームを製作し、原告と被告のゲーム発売時期の差である10ヶ月は原告が投資資本を回収するのに十分な期間であるため、「特別な事情」が認められない。



著作権の侵害でもない

- 両社のゲームに同一のルールは、著作権の保護対象である「表現」ではなく、ルールの表現方式にも差があり、実質的に類似していない。
- マップ画面、案内バー、ゲーム画面、特殊タイトル、ゲームボードなどの具体的表現は実質的に類似していない。

ソフトリー事件

当事者

原告

ソフトリー

被告

エムコスタ

事実関係

- 原告は蜂の巣アイスクリーム(天然の蜂の巣をそのまま切り取ってソフトクリームの上にトッピングしたもの)を販売
- 原告が運営する多数の「ソフトリー」の売場は、すべて共通したデザインの①看板、②メニュー、③乳牛ロゴ、④コーンスリーブ、⑤アイスクリームコーンの陳列形態、⑥巣蜜の陳列形態を使用
- 被告がこれに類似したインテリアの「ミルクカウ」という名前のデザート売場を直営または加盟店の形態で運営し、蜂の巣アイスクリームを販売
- 原告はアイスクリームの製造、販売に対して(ケ)・(コ)を請求、外看板、メニュー、インテリア等に対しては(コ)を請求

ソフトリー事件

1 外看板

原告



被告



ソフトリー事件

2 メニュー

原告

CORNO

- Original CORNO w 3,80
- Honey Chips w 5,30
- Chocolate w 4,30
- Custard w 4,30

CONES

- w 3,50 Original cone
- w 4,80 Wow! Honey Chips
- w 4,30 Guérande Sel
- w 4,30 It's magic Lamp
- w 4,10 Sweet coco
- w 4,10 Spicy coco

BITE SIZE CONES

- Original Cone w 0,90
- Berry Chocoball Cone (Grape/Blueberry/Cherry) w 1,10

FRESH JUICE w 5,30

- Broccoli Juice
- Orange Juice

被告

Assorted flavours

Soft cones & cups

- Milky way 3.5
- Milky Cube 4.8
- Black pearl 4.5
- Milky peace 4.5

Soft cups

- Milky Honey 4.3
- Snow Drop 4.8
- Green light 4.5
- Macao's Dream 4.8
- Yuzu 4.5

Side menu

- Cookie & cream 4.5
- Golden Angel 4.5
- Sweet Red bean 4.5
- Honey cube topping 1.3
- Sweet dream topping 0.5
- Cocoball topping 0.8
- Homemade chocolate 2.0
- Organic cotton candy 5.5
- Homemade macaron 2.2
- Mini Mini 1.1

ソフトリー事件

③ コーンスリーブの乳牛ロゴ

原告



被告



ソフトリー事件

4 陳列形態

原告



被告



ソフトラリー事件

⑤ ショーケースの配置、棚の位置と形態、食品専用保管箱

原告



被告




装飾的性格より機能的性格が強い

ソフトリー事件



不正競争行為
(トレードドレス)



不正競争行為
(アイスクリーム自体) 

- 被告は、問題となった外看板、メニュー、コーンスリーブ、乳牛ロゴ及び同一のアイスクリームコーンまたは巣蜜の陳列形態を共に使用してはならない。
- (控訴審)アイスクリームの製造、販売差止請求は棄却

ソフトリー事件



不正競争行為の認定根拠

- 原告の売場は相当な投資や労力により作られた成果に該当
 - 原告の売場の構成要素が、原告の主力商品が牛乳の風味の強いソフトクリームに巣蜜を結合したものであることをアピールすると同時に、原告の売場ならではの独特の雰囲気を作成する要素となっている。
 - 構成要素全体で原告の売場のトレードドレスを形成
- (控訴審)蜂の巣アイスクリームの製造に関しては不正競争行為を否定
 - 原告の製品は、独自の特徴なしに、アイスクリームとトッピングとしての巣蜜を組み合わせる製品の結合方式や販売方式に関するアイデアを実現したものに過ぎない。
 - アイスクリームの上にトッピングとして巣蜜をのせるのは公知のアイデア

4. 営業秘密の保護

韓国の営業秘密事件の動向

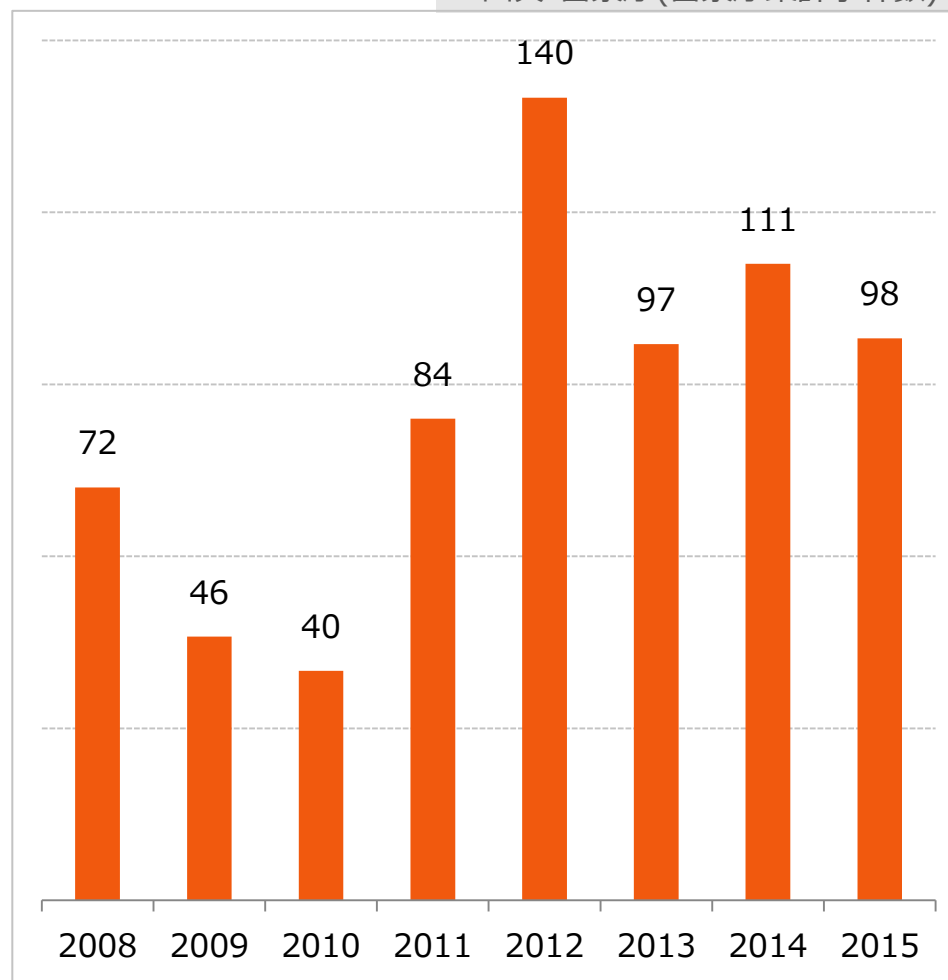
1. 刑事事件の増加傾向

- 民事事件を通じた実質的被害防止/回復の限界
- 押収、捜査を通じた証拠確保
- 両罰規定の存在

2. 政府レベルの流出防止の取り組み

- 警察庁、「産業技術流出捜査隊」
- 検察、「先端犯罪捜査部」
- 国家情報院、「産業機密保護センター」

*出典:警察庁(警察庁集計事件数)

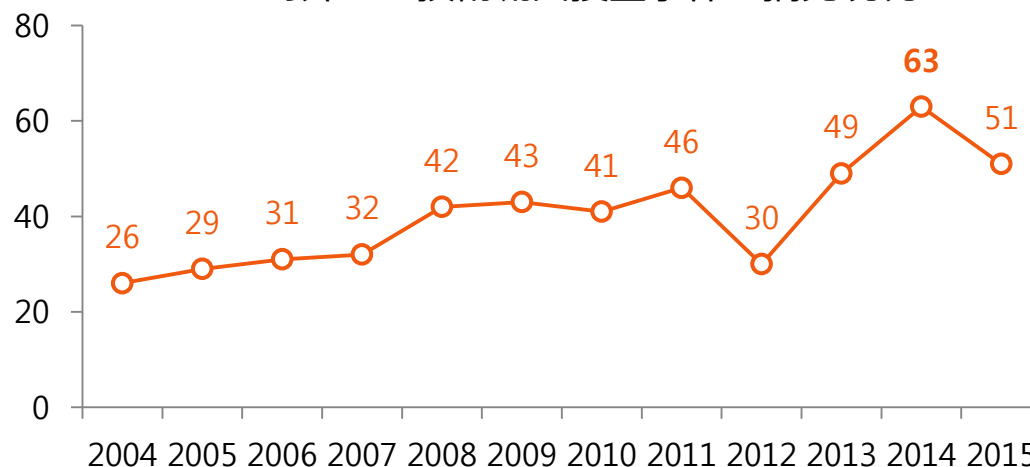


韓国の営業秘密事件の動向

3. 国外流出事件に対する関心増大

- 不正競争防止法第18条第1項：**国外流出行為に対する加重処罰**
- 不正な利益を得たり、営業秘密保有者に損害を負わせる目的で、その営業秘密を外国で使用したり、外国で使用されることを知りながら取得・使用または第三者に漏洩した者は、**10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金**に処する。（中略）
- 業種別では、精密機械が32.8%で最も高く、電気電子が25.7%、情報通信12.5%、精密化学6.1%、生命工学3.6%
- 海外への技術流出事例の増加により、取締り及び処罰強化のニーズも増大

海外への技術流出捜査事件の摘発現況



*出典:産業技術保護センター

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

不競法上の営業秘密の定義

営業秘密の要件

- 公然と知られておらず **秘密性**
- 独立した経済的価値を持つもので **経済的有用性**
- 合理的努力によって秘密に保持された **秘密管理性**
- 「相当な努力」が「合理的努力」に改正(2015.1.28.施行)
- 生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上または経営上の情報

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

営業秘密の要件のうち「秘密管理性」



営業秘密の要件

- 秘密管理の意思と秘密管理の努力
- 相対的な秘密管理性
- 会社の規模などを考慮した判断(判例)
- 実際の管理が重要(規定vs.運用実態)
- 最近、裁判所は「重要度による営業秘密の分類」を強調

秘密管理性要件の緩和



大法院2011年7月14日言渡2009ダ12528判決

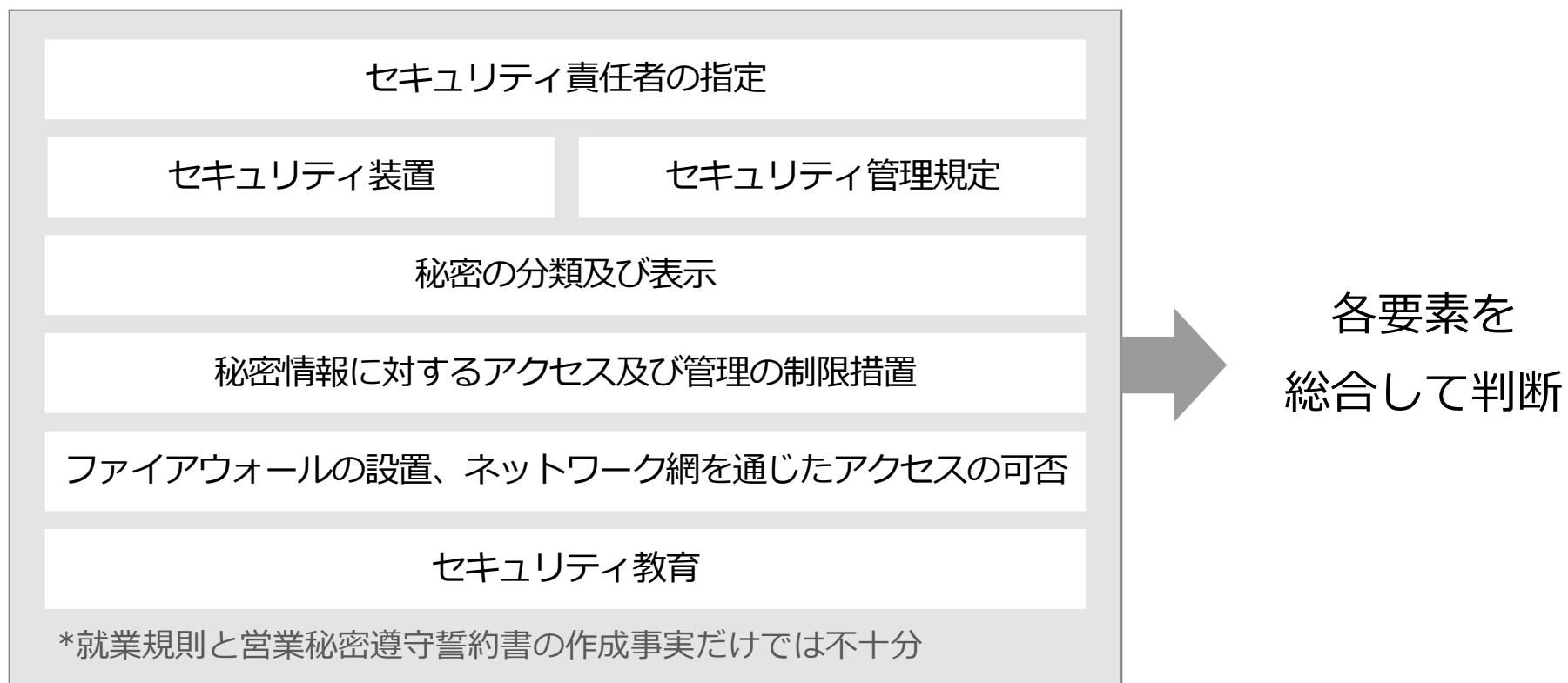
「**相当な努力によって秘密に保持される**」とは、秘密であると認識され得る表示または**告知**をし、情報にアクセスできる**対象者やアクセス方法を制限**したり、情報にアクセスした者に**秘密遵守義務を課す**など、客観的に情報が秘密に保持・管理されているという事実が認識可能な状態を意味

✓ 2015年不正競争防止法改正(2015年1月28日施行)

秘密管理性の「相当な努力」要件が「**合理的な努力**」に緩和→**実務の変化(?)**

秘密管理性要件の緩和

「相当な努力」に対する韓国裁判所の秘密管理性の判断要素



秘密管理性要件の改正後の判例－旅行専門業者の顧客情報流出事件

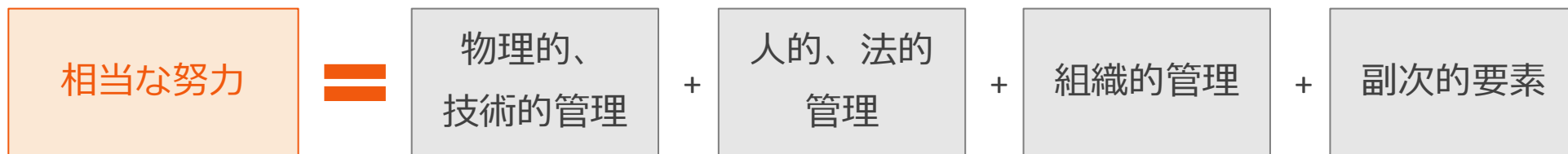
事案の概要

- 被害会社は、製薬業者ないし食品業者が海外で展示会等の行事を開催する場合に航空券及び宿所を提供する旅行専門業者
- 被害会社の理事として勤務していた被告人は、退社前の2014年12月、業務用PCに保存されていた顧客情報ファイルをUSBに移して取得
- 被告人は2014年12月31日に被害会社を退社後、2015年3月26日に被害会社の顧客情報ファイルに入っていた顧客1,400人に旅行商品の案内メールと団体文字メッセージを発送し、営業秘密を使用
- 被告人は不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律違反の疑いで起訴→
「秘密管理性」要件が争点

秘密管理性要件の改正後の判例 – 旅行専門業者の顧客情報流出事件



第一審裁判所 – **無罪**(被害者の秘密管理のための合理的努力を否定)



- 被害会社は、職員のうち被告人にのみ情報アクセス権限を付与したり、秘密遵守義務を課しておらず、本事件の顧客情報に秘密であることを表示したり、職員にこれが秘密であることを告知したこともなかった。
- 「相当な努力」と「合理的な努力」は同一に解釈すべきという前提で、被害会社の秘密管理のための合理的な努力を否定。

秘密管理性要件の改正後の判例 – 旅行専門業者の顧客情報流出事件



第二審裁判所 – 有罪(被害者の秘密管理のための合理的努力を認定)

合理的努力



物理的、
技術的管理

+

人的、法的管理

+

組織的管理

営業秘密保有企業の規模、当該情報の性質と価値、当該情報に日常的なアクセスを許容しなければならない営業上の必要性、営業秘密保有者と侵害者との間の信頼関係の程度、過去に営業秘密を侵害された前歴があるかどうかなど...

- 不正競争防止法の改正は、秘密保持に必要な「相当な努力」を「合理的な努力」に緩和し、中小企業が置かれている現実的な環境を考慮できるようにしたもの。

秘密管理性要件の改正後の判例 – 旅行専門業者の顧客情報流出事件



第二審裁判所 – 有罪(被害者の秘密管理のための合理的努力を認定)

合理的区分	顧客情報は別途管理しながら職員にのみアクセスを許容	企業の規模	被害会社は職員4人、年間売上2億ウォンの小規模会社
技術的管理	顧客情報に対する一般人のアクセスを遮断	情報の性質と価値	顧客情報には顧客のセンシティブ情報が含まれており、被告人は顧客情報の作成に関与したため、これを十分に認識可能であった
組織的管理	顧客情報が保存されたアカウントはすべて被害会社の代表が管理		

秘密管理性要件の改正後の判例 – 旅行専門業者の顧客情報流出事件



第二審裁判所 – 有罪(被害者の秘密管理のための合理的努力を認定)

侵害者と保有者の
信頼関係

被告人と告訴人は知り合って25年、被告人の被害会社での勤続期間が10年超。

日常的アクセスを許容
する営業上の必要性

顧客情報が他の職員の業務とも密接に関連しており、持続的なアップデートが必要。

回避可能性

被告人の退社直後に被告人のアクセスを遮断したが、被告人はこれを予想して顧客情報をダウンロードしておいたため、流出を防止できなかった。

侵害の前歴

被害会社は過去に営業秘密を侵害されたことがない。



被告人が上告し、大法院2016ド17110上告審が進行中

ご清聴ありがとうございました。